

栄町立地適正化計画に係る届出制度

都市機能誘導に関する届出（都市再生特別措置法第108条関係）

栄町立地適正化計画に定める誘導施設を有する建築物に関する開発または建築行為を、当該施設が設定されている都市機能誘導区域以外の区域で行おうとする場合は、届け出行為に着手する日の30日前までに、町長へ届け出が必要です。

※都市機能誘導区域内であっても、当該区域の誘導施設として設定されていない場合は、届け出が必要です。

(1) 開発行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

(2) 建築行為等

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

(3) (1) または (2) の届出内容を変更する場合

誘導施設に関する届出図書等

対象行為	届出図書等		備考
開発行為	届出書 様式－4		
	委任状（代理の方が届出書を提出する場合）		任意様式
	添付図書	① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面	・ 位置図
		② 設計図	・ 状況図 ・ 土地利用計画図
③ その他参考となる事項を記載した図書		誘導施設の用途・規模等が判断できる資料等	
建築等行為	届出書 様式－5		
	委任状（代理の方が届出書を提出する場合）		任意様式
	添付図書	① 敷地内における建築物の位置を表示する図面	・ 配置図
		② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図	
③ その他参考となる事項を記載した図書		・ 位置図 ・ 誘導施設であること（用途・規模等）が判断できる資料 等	
届け出の変更	届出書 様式－6		
	委任状（代理の方が届出書を提出する場合）		任意様式
	添付図書	上記のそれぞれの場合と同じ	
休止・廃止	届出書 様式－7		
	委任状（代理の方が届出書を提出する場合）		任意様式
	添付図書	不要	